



# 入所申込の内容に変更があった場合は 次の手続きが必要です！

保育園・幼保園・こども園の入所申し込みをした後、次のような変更があった場合は、裏面の教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届出書)の提出が必要です。

## ◆ 手続きが必要な場合 ◆

### 【 1号、2号、3号認定共通 】

変更事由	内 容	必要な添付書類
住所の変更	住民票地の変更	なし
家族構成の変更	保護者の婚姻	戸籍(写)
	保護者の離婚	戸籍(写)または児童扶養手当の証書等
	妊娠または出産	母子手帳(写)
	父母、子どもの死亡	なし

### 【 2号、3号認定 】

変更事由	内 容	必要な添付書類
保育必要量の変更	保育時間の変更を希望	※必要な場合有り(お問い合わせください)
保育事由の変更	就職	就労証明書
	離職	※求職活動をする場合→就労予定申立書 ※自営業を始める場合 → 自営申立書 及び 営業許可証等
		※病気療養をする場合→診断書 ※家族の介護をする場合→介護申立書
	勤務時間の変更	就労証明書
育児休業の取得	育児休業期間が分かるもの	

〈用語について〉

- ・1号認定 … 幼稚園部への入所児童
- ・2号認定 … 保育園部への入所児童のうち、満3才以上の児童
- ・3号認定 … 保育園部への入所児童のうち、満3才未満の児童  
※ 1～3号認定のことを、「教育・保育給付認定区分」と称します。
- ・保育必要量 … 短時間認定(～16時まで)と標準時間認定(～18時まで)の2種類

## － 注 意 事 項 －

- ① 変更の内容により、保育必要量や利用者負担額が変更になる場合があります。
- ② 教育・保育給付認定の変更は、原則、申請書を本市が確認した翌月1日からとなります。

※ 教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届出書)と添付書類の就労証明書等は、保育課または各保育園・幼保園・こども園にあります。 また、園を通じて提出いただくこともできます。

【 問い合わせ先 】 坂井市健康福祉部 保育課

TEL : 0776 - 50 - 3088